

社会福祉施設における 労働災害防止

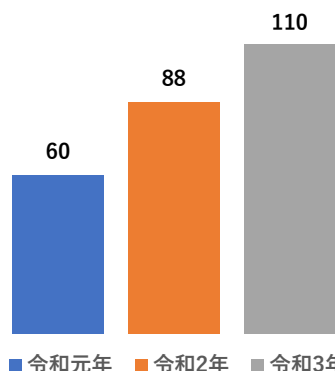
広島中央労働基準監督署
安全衛生課



社会福祉施設の労働災害発生状況 (広島中央労基署管内 休業4日以上)

社会福祉施設の労働災害が増加

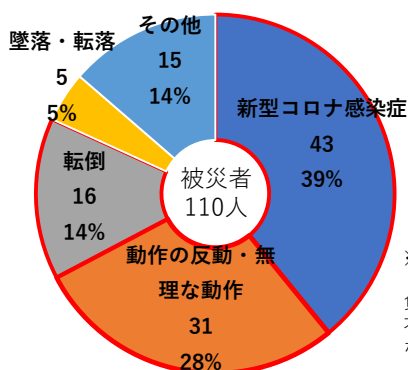
人数



被災者数の推移

※令和4年
2月末速報値

①新型コロナウイルス感染症、②動作の反動・無理な動作、③転倒で、全体の約81%を占めている。



※動作の反動・無理な動作
重量物を持ち上げて腰を
負傷したような身体の動き、
不自然な姿勢、動作の反動
などが起因した災害

令和3年 事故の型別災害発生状況

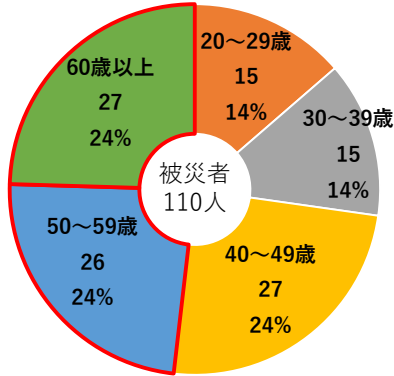
※事故の型
負傷を受けるもととなった起因物が関係している現象



社会福祉施設の労働災害発生状況

(広島中央労基署管内 休業4日以上)

50歳以上が約48%を占めている。
高齢労働者の災害防止が求められている。



令和3年 年齢別災害発生状況

働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場を目指しましょう

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。このガイドラインは、高齢労働者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。広島県内において、過去10年で、休業4日以上労働災害の件数はほぼ横ばいですが、その被災者の年齢に着目すると、60歳以上の労働者が占める割合は約26%（令和元年）で増加傾向にあります。また、60歳以上の労働者の労働災害は転倒災害が約4割を占めており、身体機能の低下等により、休養も長期化しやすい傾向にあります。以上のことから、高齢労働者の労働災害防止、特に転倒災害防止を図るためにも、国や関係団体等による支援（要請参照）も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を参考に、高齢労働者の災害防止に向けた具体的な取組をお願いします。

社会福祉施設の労働災害事例

(広島中央労基署管内)

(事例1)

利用者をベッドから車椅子に移乗中、利用者の体を支えた際に腰を痛めた。

(事例2)

厨房内で配膳作業中、床が水で濡れていて、足を滑らせて転倒、腕を骨折した。

厚生労働省
職場のあんぜんサイト
災害事例が検索できます。
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



新型コロナ対策5つのポイント

事業者の皆様へ、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



都道府県労働局・労働基準監督署

R3.2

◆体調がすぐれない人が気兼ねなく休める雰囲気づくり

◆定期的な換気、仕切りなど密にならない工夫

◆休憩所、更衣室などの感染リスクが高まる場所での感染対策



安全衛生管理体制

◆労働者50人以上の事業場

・衛生管理者（労働安全衛生法12条）

労働者 50～200人 衛生管理者数 1人

労働者 201～500人 衛生管理者数 2人

職務 作業場を毎週1回巡視し、設備、作業方法などの健康障害防止措置

・産業医（同法13条）

◆労働者10人以上49人以下の事業場

・衛生推進者（同法12条の2）

職務 設備、作業方法などの健康障害防止措置

法令で選任義務のある衛生管理者・衛生推進者に加えて、安全管理を担当する「安全推進者」の選任もお願いします。

法令で定められた管理者の確実な選任と職務の履行



衛生委員会

- 衛生委員会の開催（労働安全衛生規則第23条第1項）
毎月1回以上開催するようにしなければならない。
- 衛生委員会の議事録の作成（同条第4項）
委員会の議事録を作成し、3年間保存しなければならない。
- 衛生委員会の議事の周知（同条第3項）
開催の都度、遅滞なく、議事概要の掲示、備え付け等により周知させなければならない。
- 衛生委員会の設置を要しない労働者49人以下の事業場にあっても、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにする義務があります（労働安全衛生規則第23条の2）。

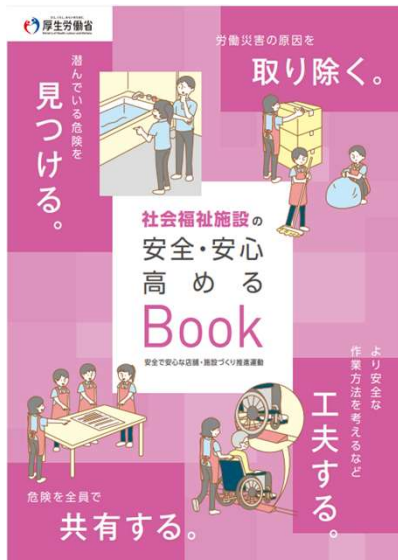


安全衛生教育

- 雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育（労働安全衛生法59条）
業種、雇用区分に関係なく、すべての労働者に教育を実施する義務がある。
- 雇入れ時等の教育内容（労働安全衛生規則第35条）
機械、原材料等の危険性又は有害性、取扱い方法
作業手順
業務に関して発生するおそれのある疾病の原因又は予防
整理、整頓、清掃の保持
など



安全で安心な店舗・施設づくり推進運動



社会福祉施設の安全・安心を高めるための3つの活動。

1 労働災害の原因を取り除く「4S活動」

4Sは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」をローマ字で表記したときの頭文字。これらを日常的に行うのが4S活動です。労働災害防止だけでなく、作業の効率化にも効果があります。

整理	必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分することです。
整頓	必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置することです。
清掃	作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くことです。
清潔	電機や機械、用具などのゴミをきれいに取って清潔な状態を続けること。作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れない状態にしておくことです。

2 潜んでいる危険を見つける「KY活動」

Kは「危険」、Yは「予知」の頭文字。ヒューマンエラーによる事故や災害を防止するため、仕事を始める前に「これは危険!」という危険な箇所について確認し合い、対策を決め、行動目標や指差し・呼称項目を設定し、業務を進めます。

3 危険を共有する危険の「見える化」

職場の危険を従業員全員で共有するために可視化（＝見える化）します。危険なポイントにステッカーなどを貼りつけ、注意喚起します。墮落や転倒などのおそれのある箇所が分かっている場合は慎重に行動することができます。



安全で安心な
店舗・施設づくり推進運動
情報配信はこちらから!



ポータルサイト
<https://anzenanshin.mhlw.go.jp>



Twitter
@anzenanshin



働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場を目指しましょう

厚生労働省では、令和2年3月に

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)



全文はこちら

を策定しました。

このガイドラインは、高年齢者を現に使用している事業場やこれから使用する
予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。

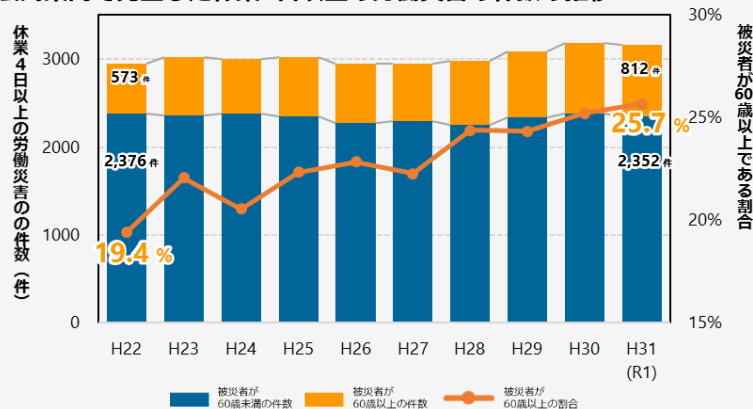
広島県内において、過去10年で、休業4日以上[※]の労働災害の件数はほぼ横ばいですが、その
被災者の年齢に着目すると、60歳以上の労働者が占める割合は約26%（令和元年）で増加傾
向にあります。

また、60歳以上の労働者の労働災害は転倒災害が約4割を占めており、身体機能の低下等によ
り、休業も長期化しやすい傾向にあります。

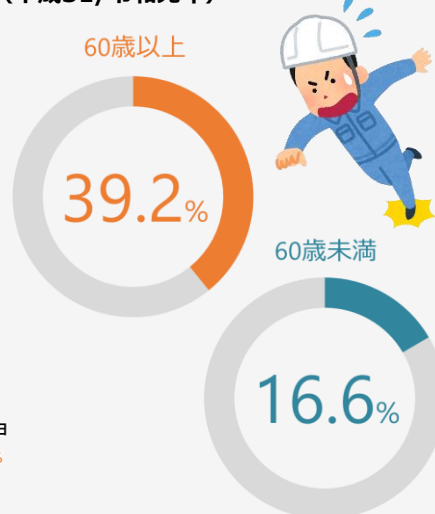
以上のことから、高年齢者の労働災害防止、特に転倒災害防止を図るためにも、国や関係団
体等による支援（裏面参照）も活用して、

実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

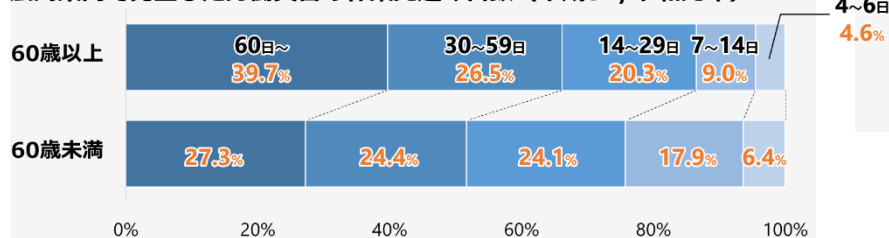
広島県内で発生した休業4日以上[※]の労働災害の件数の推移



広島県内で発生した休業4日以上[※]の労働災害のうち、転倒が占める割合（平成31/令和元年）



広島県内で発生した労働災害の休業見込み日数（平成31/令和元年）



出典：労働者死傷病報告

ガイドライン概要

事業者求められること

1 安全衛生管理体制の確立



2 職場環境の改善



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握



4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応



5 安全衛生教育



労働者に求められること

個々の労働者が自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取組等を実情に応じて進めてください。

- ☐ 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます。
- ☐ 法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします。
- ☐ 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します。
- ☐ 日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎体力の維持に取り組みます。
- ☐ 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます。

各種支援制度

エイジアクション100

高齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリストを活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を進めるための「職場改善ツール」です。

エイジアクション100 厚生労働省



転倒等リスク評価セルフチェック票

転倒・墜落・転落等の災害リスクを労働者自ら確認し、労働災害防止のための気づきの援助として活用することを目的としたセルフチェックです。身体機能把握と質問票があります。

転倒等リスク評価セルフチェック票



転倒・腰痛防止視聴覚教材

働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策が動画でまとめられています。職場での安全衛生教育等にお役立てください。

視聴覚教材 転倒



STOP! 転倒災害

プロジェクト

STOP! 転倒

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。



4S
SEIRI
SEITON
SEIKETSU
SEISOU



好事例等

厚生労働省
「高齢労働者の安全衛生対策について」



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）



エイジフレンドリー補助金

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。

※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

- ① 対象者 | 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- ② 補助額 | 補助率2分の1（上限100万円）
- ③ 対象経費 | ・高齢労働者の安全衛生に資する対策・器具
・職場における新型コロナウイルス感染症防止対策に資する対策・器具
- ④ 期間 | 令和3年6月11日～令和3年10月31日

エイジフレンドリー補助金 jashcon



熱中症対策、コロナ対策
にも使えます！

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

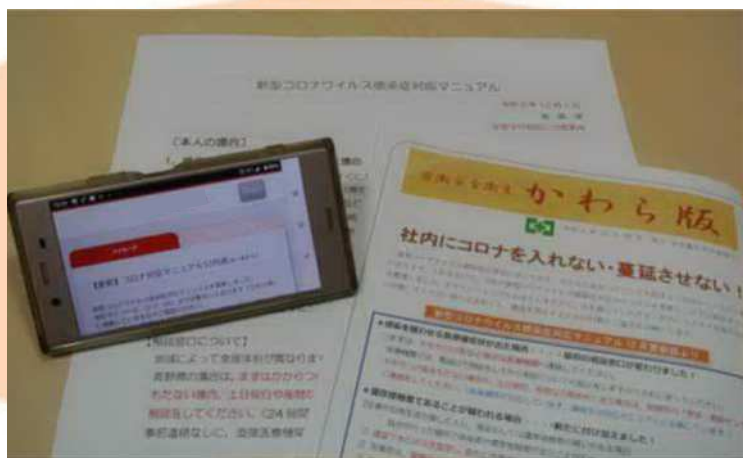
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]

- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 消毒
- ④ 関係先への通知など

手順全文は
(独) 労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

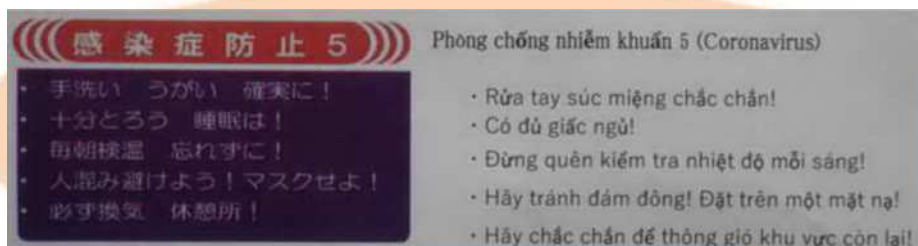
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい/いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい/いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をすると共に、症状がなくてもマスクの着用を求めている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

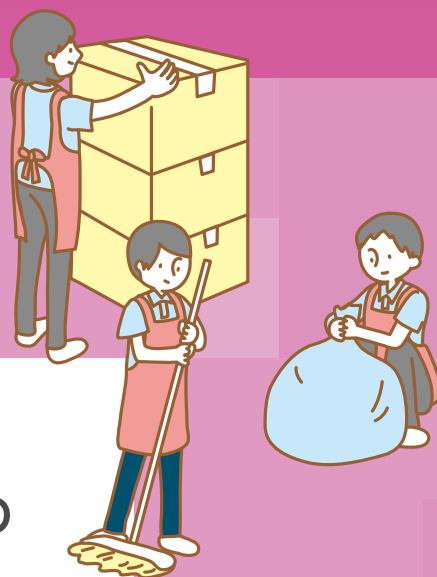
0120-60-3999

労働災害の原因を

取り除く。

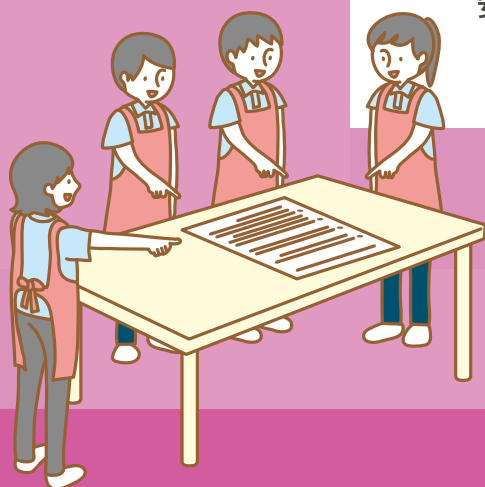
見つける。

潜んでいる危険を



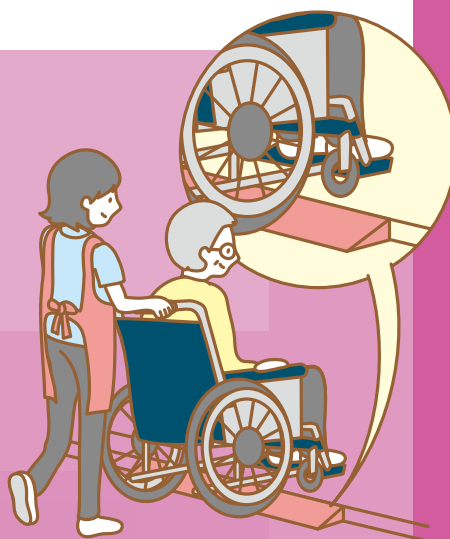
社会福祉施設の 安全・安心 高める Book

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動



危険を全員で

共有する。



より安全な
作業方法を考えるなど

工夫する。

職場での労働災害を防ぐために！

安全で安心な店舗・施設づくり

推進動

安全・安心な労働環境を実現するために。

小売業、社会福祉施設、飲食店における労働災害が近年増加しています。中でも、転倒災害・腰痛災害などの行動災害は特に多く、各職場では、これらを防ぐための取り組みが十分に行われていないのが現状です。

災害のない職場づくりは、労働者はもちろん、施設利用者や消費者の安全にも役立ちますし、人材確保にもつながります。

労働災害を防ぐためには、まずは経営トップの参画の下、店舗・施設の取り組みを本社・本部がきちんとサポートするという、全社的な安全衛生活動を展開する必要があります。また、職場で働く方一人ひとりの意識づくりも大切です。

本運動は、安全・安心な労働環境実現の取り組みを促進し、労働災害を減少させることを目的としています。

経営者のみなさまへ

従業員の健康や安全を守る「安全配慮義務」は、企業経営の基本です。労働災害が発生し、安全への配慮が十分でないと損害賠償の責任が生じたり、従業員の離職や、やりがいの低下につながったりします。また、深刻な労働災害が発生すると、社会的な評価が低下するおそれがあります。

チェックリスト

労働災害を防ぐためのリストを店舗・施設用と本社・本部用に用意しています。

例えば、このようなチェック項目があります。

店舗・施設実施事項



4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止対策を実施していますか。



危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。 など

本社・本部実施事項



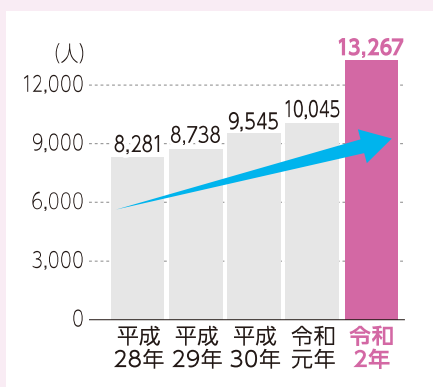
全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。



企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。 など

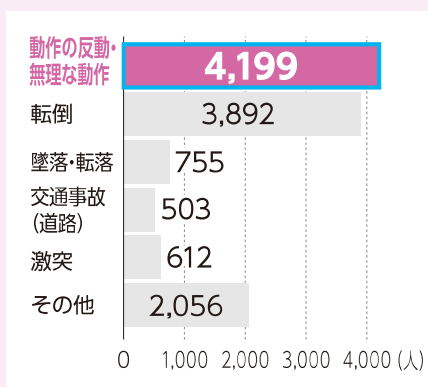
社会福祉施設の現状

労働災害の死傷者数は増加し続けています。



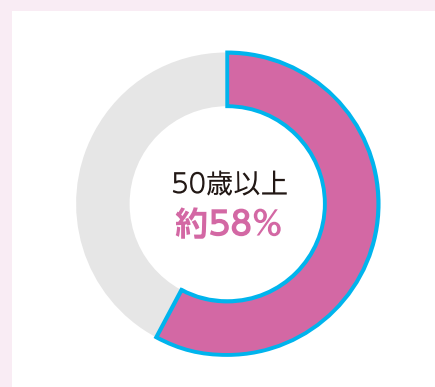
最も多い事故は

「動作の反動・無理な動作」です。50歳以上の方です。



死傷者の半数以上が

50歳以上の方です。



社会福祉施設では、利用者に安全・安心・快適な生活環境を提供するために、まずは職員の安全や健康を保つことが大切です。特に腰に負担のかかる作業が多く、腰痛が発生しやすいため、予防対策が不可欠。多岐にわたる業務を、限られた人員で対応することが多い環境で安全衛生対策を進めるには、職員がそれぞれの持ち場・立場の任務と責務を明確にして、全員で取り組むことが効果的です。

どんな状況で災害が起きている？

社会福祉施設に潜む危険

転倒

の災害事例



利用者の部屋に入浴のための着替えを取りに駆け足で行ったところ、部屋の入り口付近の床が濡れていたため、足を滑らせて転倒した（35歳）。

▶ 休業
3カ月

ナースコールが鳴ったため、利用者の部屋に走って行ったところ、段差を踏みはずしバランスを崩して、ひな壇につまずき転倒し、指を骨折した（67歳）。

▶ 休業
1カ月

利用者に腕を持たせ、歩行運動をしていたところ、利用者が急に手を離しバランスを崩し、利用者の下敷きになり、右鎖骨を打ち骨折した（65歳）。

▶ 休業
2カ月

腰痛

の災害事例



介護者の体位交換を行う際、無理な姿勢で対象者の身体を動かそうとしたため、腰を痛めた（37歳）。

▶ 休業
12日

ベッドシーツの交換を行った際に腰を伸ばしたところ、バランスを崩し腰を痛めた（34歳）。

▶ 休業
12日

入浴介助を行う際、車椅子に座った対象者の上半身を抱え上げたところ、腰を痛めた（30歳）。

▶ 休業
4日

※休業日数については、状況差、個人差によって変動する場合がございます。

これらの危険を減らすためには？

社会福祉施設では、災害予防に関する正確な知識を持ち、適切な介護方法や福祉機器の使用方法を習得するための教育を行うことが必要です。そのために「どんな災害が起きているか」「どうしたら災害は防げるか」「正しい作業手順(マニュアル)はどのような内容か」などを従業員に伝えます。その上で、「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行う4S活動やKY(K危険・Y予知)活動、転倒・腰痛予防対策に取り組んでいくとよいでしょう。

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動 キャッチフレーズ&キャラクター投票実施予定！

近日、SNSにて投票実施予定！

選ばれたキャッチフレーズ&キャラクターとともに、
更に運動を推進していきます。



あなたは
どっちが
好き？



ポータルサイトオープン！

労働災害を防ぐための
様々な情報を公開中



安全で安心な
店舗・施設づくり推進運動

情報配信はこちらから！



ポータルサイト

<https://anzenanshin.mhlw.go.jp>



Twitter

@anzensuishin

社会福祉施設 の安全・安心を高めるための3つの活動。

1 労働災害の原因を取り除く「4S活動」

4Sは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」をローマ字で表記したときの頭文字。

これらを日常的に行うのが4S活動です。労働災害防止だけでなく、作業の効率化にも効果があります。

整理	必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分することです。
整頓	必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置することです。
清掃	作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くことです。
清潔	職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、 作業者自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくことです。

2 潜んでいる危険を見つける「KY活動」

Kは「危険」、Yは「予知」の頭文字。
ヒューマンエラーによる事故や災害を防止するため、仕事を始める前に「これは危ない」という危険な箇所について確認し合い、対策を決め、行動目標や指差し・呼称項目を設定し、業務を進めます。

3 危険を共有する危険の「見える化」

職場の危険を従業員全員で共有するために可視化（＝見える化）します。危険なポイントにステッカーなどを貼りつけ、注意を喚起します。墜落や転倒などのおそれのある箇所が分かっているれば慎重に行動することができます。



社会福祉施設の労働災害防止について

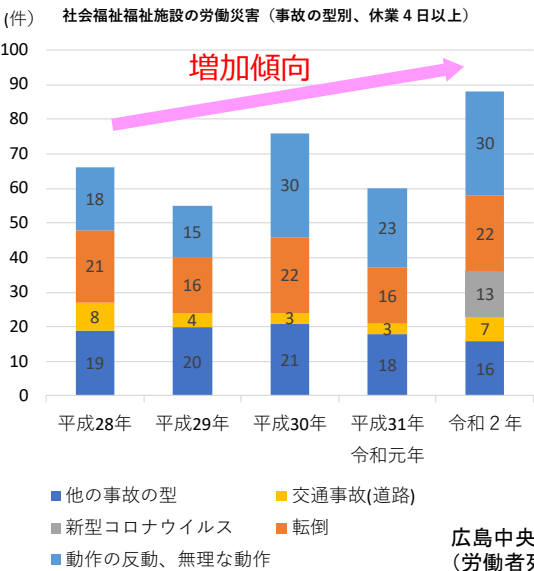
～ STOP！労働災害～

近年、社会福祉施設での労働災害は増加しています。
労働災害がない安全な職場をつくる労働災害対策について説明します。

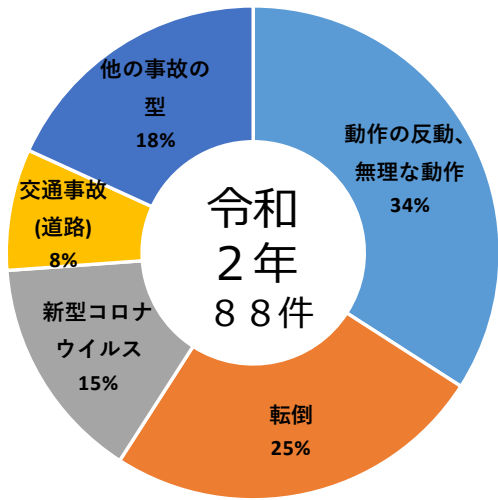
1. 社会福祉施設での労働災害の傾向

(1) 社会福祉施設の労働災害

(休業4日以上、過去5年)



(2) 社会福祉施設の労働災害（令和2年）

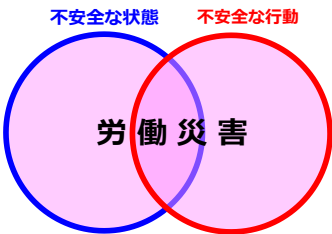


(3) 社会福祉施設の労働災害統計の分析

- ア 社会福祉施設の労働災害は、事故の型が「**動作の反動、無理な動作**」と「**転倒**」の災害が、毎年約6割を占めています。
- イ 令和2年は、**新型コロナウイルス**に関する労働災害が発生しています。

2. 労働災害の発生要因と対策

労働災害は、一般的に「**不安全な状態**」や「**不安全な行動**」により発生します。



災害の原因（**不安全な状態**）を取り除き、正しい手順（**不安全な行動**をなくす）で作業を行うことが、労働災害の防止につながります。

3. 社会福祉施設で多く発生する労働災害の防止

(1) 「動作の反動・無理な動作」(腰痛等)による労働災害の防止

ア 災害事例

- ・ 車椅子からベットへの移乗中、腰を痛めた。
- ・ 入浴の介助中に、腰などの関節を痛めた。
- ・ 体位が変えなど、利用者を支えようとして関節を痛めた。



イ 行政施策

「職場における腰痛予防対策指針」

社会福祉施設、医療施設を運営する事業主の皆さまへ
看護・介護作業による腰痛を予防しましょう

職場での腰痛より4日以上休業する方は年間約4000人以上、うち社会福祉施設では約1000人、医療施設では約350人で合わせて3割を占めます。特に、社会福祉施設での腰痛発生件数は大きく増加しています。

看護・介護作業を行う者（以下「看護・介護者」）の腰痛予防に施設全体として取り組むことは、看護・介護者の健康のみならず、看護・介護の対象となる人（以下「対象者」）の安全確保、看護・介護の質の向上、人材確保にもつながるものです。

厚生労働省では「施設における腰痛予防対策指針」において、施設・施設分野等における看護・介護作業に共通して、腰痛予防のための取り組みを示しています。

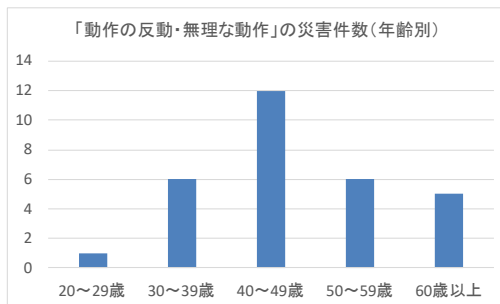
その概要を示しますので、各施設で適切な腰痛予防対策の取組みをお願いします。

※施設・施設分野における看護・介護作業では、高齢者介護施設、障害児施設、高齢者の社会福祉施設、医療施設、訪問看護、介護、特別支援学校での教育等における看護・介護作業が想定されます。

腰痛予防対策のポイント

- 1 施設全体のトップが、腰痛予防対策に積極的な方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。（※ポイント1）
- 2 対象者ごとの身体的特徴、介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。（※ポイント2）
- 3 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避、軽減対策を検討し実施しましょう。継続管理、教育にも取組みましょう。（※ポイント3）

参考 「動作の反動・無理な動作」の労働災害は40歳代の災害が多い。



令和2年 広島中央労働基準署管内統計
(労働者死傷病報告(休業4日以上)集計)

(2) 「転倒」による労働災害の防止

ア 災害事例

- ・ 通路を歩行中、物や段差につまづき転倒した。
- ・ 浴室を歩行中、床が濡れており転倒した。
- ・ 階段を下りていたところ、階段を踏み外して転倒した。



イ 行政施策

STOP! 転倒災害プロジェクト

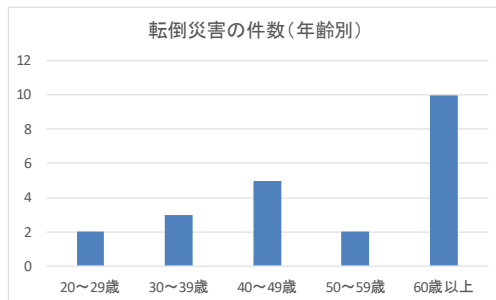
あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目

1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2 床の未だりや水、油、粉塵などは拭き取らず、その都度取り除いていますか	☐
3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズの靴を穿いていますか	☐
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6 作業のある箇所や作業しやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7 ボックスに手を入れたまま歩くと危険な場所がありますか	☐
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9 転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

チェックの結果は、いかがでしたか？
前回のチェック項目と比べて、改善点や課題が明確になりましたか？ 改善点や課題を、今後の作業に活かしましょう。

参考 「転倒」の労働災害は高齢労働者の災害が多発傾向。



また、骨折を負う災害が5.5%を占める。

令和2年 広島中央労働基準署管内統計
(労働者死傷病報告(休業4日以上))

転倒・腰痛防止のための動画教材を繰り返し視聴し、日常の作業から転倒・腰痛予防を心がけましょう！

社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材 ⇒



(3) 「新型コロナウイルス」による労働災害の防止

職場における新型コロナウイルス感染症対策について「取組の5つのポイント」を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

取組の5つのポイント

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項に☑がつかない場合

- リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう！に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項に☑がついた場合

- 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

① 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「休憩所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



➤ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで仕切り、座席も密にならないよう二人掛けにし、列面と列面とを斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



➤ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
➤ また、電線配線のために、怪れみを誘発するようになっている。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



➤ 宿泊客と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒設備設置所に、乾拭きの消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



➤ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ等を定期的に消毒することを徹底した。



② 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、規模等によっては対応できないものがあるかもしれませんが、です。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分というわけではありません。可能な項目から実施しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査を促し、改善に努めてください。また、その結果に基づいて全ての労働者が確認できるようにしてください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に関与することを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。		はい/いいえ
・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理責任者、衛生推進者など）		はい/いいえ
・会社の数値やルールについて、労働者全員に周知を行っている。		はい/いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に徹底している。		はい/いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労働者が参加する場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実効性のある対策を協議している。		はい/いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。		はい/いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COOCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。		はい/いいえ



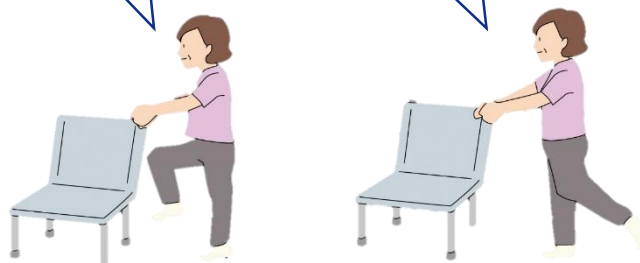
職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧



(4) 労働災害の予防のための「体力の向上」

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

安全で安心な店舗・施設づくり推進運

厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）は、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害防止対策を推進するため、運動を展開しています。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>



安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。



（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

高齢労働者

検索

中小規模事業場安全衛生サポート事業

無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。 （中央労働災害防止協会）



<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

中小規模事業場安全衛生サポート事業

検索

令和3年度「見える」安全活動コンクール

労働災害防止活動の「見える化」の事例を募集しています。

募集期間：令和3年8月2日から令和3年9月30日



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/>

見える安全活動コンクール

検索

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通知・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置している他、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。



<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。



<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。



<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業



職場 受動喫煙

検索

年齢・経験期間を問わず、**重点対策**について

安全教育・訓練・点検を繰り返し実施することが重要です。